

内部情報管理運用細則

(目的)

第1条 この細則は、内部情報管理規程第3条に基づき、当会社に係る業務等に関する重要事実を定めることを目的とする。

(重要事実)

第2条 当会社に係る業務等に関する重要事実とは、別紙記載の事実をいう。

附則

(施行)

1 この規程は、2018年9月28日より施行する。

(別紙)

1. 当会社の決定事実

業務執行を決定する機関が以下の項目を行うことについて決定したこと又は以下の項目を行うことを公表した後に公表された内容に関して中止若しくは変更を決定したこと。

なお、「業務執行を決定する機関」が「決定」したとは、取締役会において決定された場合をいう（但し、この場合に限られるものではなく、当会社の決定と同視しうるような決定を行うことのできる機関による決定がなされた場合はこれに該当する）（以下、同様）。

項目	軽微基準により重要事実とならないもの
会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集又は同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集	払込金額の総額1億円（外国通貨をもって表示される証券の募集の場合にあっては、1億円に相当する額）未満の見込み。
資本金の額の減少	なし
資本準備金又は利益準備金の額の減少	なし
会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得	なし
①株式無償割当て	割当比率が1：1.1未満の場合
②新株予約権無償割当て	払込金額の総額1億円（外国通貨をもって表示される証券の募集の場合にあっては、1億円に相当する額）未満の見込みがあり、かつ、割当比率が1：1.1未満の場合
株式の分割	株式分割比率が1：1.1未満の場合
剰余金の配当	配当の増減比率が対前期比20%未満の場合
株式交換 ①完全親会社となる場合	完全子会社となる会社の最近事業年度末の総資産の簿価が完全親会社の最近事業年度末における純資産額の30%に相当する額未満であり、かつ、完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が完全親会社の最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満である場合。又は子会社との株式交換の場合。
②完全子会社となる場合	なし
株式移転	なし
合併 ①新設合併	なし
②吸收合併（消滅会社）	なし
③吸收合併（存続会社）	合併による資産の増加額が最近事業年度末の純資産額の30%に相当する額未満の見込みで、かつ、合併予定日の属する事業年度及び翌事業年度における合併による売上高の増加額がいずれも最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満の見込みである場合。又は100%子会社との合併の場合（合併により解散する場合を除く。）。
会社分割 ①分割会社	最近事業年度末の分割資産の簿価が純資産額の30%未満であり、かつ、分割予定日の属する事業年度及び翌事業年度における分割による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上

	高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
②承継会社	資産の増加額が最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みであり、かつ、分割予定日の属する事業年度及び翌事業年度における分割による売上高の増加額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	
①譲渡側	最近事業年度末の事業譲渡資産の簿価が純資産額の 30%未満であり、かつ、事業譲渡予定日の属する事業年度及び翌事業年度における事業譲渡による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
②譲受け側	資産の増加額が最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みであり、かつ、事業譲受け予定日の属する事業年度及び翌事業年度における事業譲受けによる売上高の増加額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。又は 100%子会社からの事業譲受けの場合。
解散（合併による解散を除く。）	なし
新製品又は新技術の企業化	新製品の販売等の開始予定日の属する事業年度から 3 事業年度の売上高の新製品等の企業化による売上高の増加額がいずれも最近の事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新製品等の企業化のために特別に支出する額が最近事業年度末の固定資産の簿価の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
業務上の提携	
①資本提携を伴う場合	
ア. 株式取得側	当該提携の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該提携による売上高の増加額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、株式等の取得価額が最近事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない方の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
イ. 株式を取得される側	当該提携の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該提携による売上高の増加額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、取得される株式数が最近事業年度末の発行済株式数の 5%以下の見込みの場合。
②合弁会社設立の場合（子会社の設立に該当する場合を除く。）	当該提携の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該提携による売上高の増加額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新会社の設立後 3 事業年度末の総資産の簿価に出資比率を乗じたものがいずれも最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新会社の設立後 3 事業年度の売上高に出資比率を乗じたものがいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。
③ ①, ②以外の場合	当該提携の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該提携による売上高の増加額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
業務上の提携の解消	
①資本提携を伴う業務提携解消の場合	
ア. 株式を取得している側	当該提携の解消の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該提携解消による売上高の減少額がいずれも最近事業年度

	の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、株式等の取得価額が最近事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない方の 10%未満に相当する額の場合。
イ. 株式を取得されている側	当該提携の解消の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該提携解消による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、取得されている株式数が最近事業年度末の発行済株式総数の 5%以下の場合。
②合弁会社設立を伴う業務提携解消の場合	当該提携の解消の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該提携解消による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新会社の最近事業年度末の総資産の簿価に出資比率を乗じたものが最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満であり、かつ、新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じたものが、最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満である場合。
③ ①, ②以外の場合	当該提携の解消の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該提携解消による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得 ①既存の子会社が異動する場合	子会社の最近事業年度末の総資産の簿価が会社の最近事業年度末における純資産額の 30%に相当する額未満であり、かつ、子会社の最近事業年度の売上高が会社の最近事業年度売上高の 10%に相当する額未満である場合。
②子会社を設立する場合	子会社設立の予定日から 3 年以内に開始する当該子会社の各事業年度末における総資産の簿価がいずれも会社の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みであり、かつ、当該各事業年度の売上高がいずれも会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。 ①、②とも連動子会社が異動する場合は軽微基準に該当しない。
固定資産の譲渡又は取得 ア. 譲渡する側	会社の最近事業年度末の当該固定資産の簿価が同日における純資産額の 30%未満の場合。
イ. 取得する側	当該固定資産の取得価額が会社の最近事業年度末における純資産額の 30%に相当する額未満の見込みである場合。
事業の全部又は一部の休止又は廃止	事業の休止又は廃止の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該休廃止による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。
金融商品取引所に対する株券の上場廃止の申請	なし
認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請	なし
認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下同じ。）の取消しに係る申請	なし
破産手続開始、再生手続開始又は更生手	なし

続開始の申立て	
新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）	新たな事業の開始予定日の属する事業年度から 3 事業年度の新たな事業による売上高の増加額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新たな事業の開始のために特別に支出する額が最近事業年度末の固定資産の簿価の 10%に相当する額未満の見込み。
金融商品取引法第 166 条第 6 項第 4 号又は同第 167 条第 5 項第 5 号に規定する要請（公開買付けに係る対抗買いの要請）	なし ※ その他、公開買付け等に関する重要事実は、「9. 公開買付け等事実」を参照。
預金保険法第 74 条第 5 項の申出	なし

2. 当会社の発生事実

項目	軽微基準により重要事実とならないもの
災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	損害の額が最近事業年度末の純資産額の 3 %に相当する額未満の見込みの場合。
金融商品取引法第 163 条第 1 項に規定する主要株主の異動	なし
金融商品取引法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場廃止又は登録の取消しの原因となる事実	有価証券又は優先株に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事が生じた場合（優先株以外の株券の上場廃止の原因となる事実を除く）。
財産上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと ①訴えが提起された場合 ②上記基準に該当する訴訟に係る判決等の場合又は上記基準に該当しない訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合	訴額が最近事業年度末の純資産額の 15%に相当する額未満であり、かつ、直ちに敗訴したとした場合に、提訴のあつた事業年度から 3 事業年度の売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。 判決等により会社の給付する財産の額が最近事業年度末の純資産額の 3%に相当する額未満の見込みであり、かつ、当該判決等のなされた事業年度から 3 事業年度の当該判決等による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。
事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと ①仮処分が申し立てられた場合 ②申立てに係る裁判又は当該仮処分手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合（「裁判等」）	仮処分が直ちに発せられたとした場合に、当該申立てのあつた事業年度から 3 事業年度の売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。 当該裁判等のあつた事業年度から 3 事業年度の当該裁判等による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。
免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分	法令に基づく処分を受けた事業年度から 3 事業年度の当該処分による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。
金融商品取引法第 166 条第 5 項に規定	なし

する親会社の異動	
債権者その他の当会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（「破産手続開始の申立て等」）	なし
手形若しくは小切手の不渡り又は取引停止処分（「不渡り等」）	なし
金融商品取引法第166条第5項に規定する親会社に係る破産手続開始の申立て等	なし
債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと	債務不履行のおそれのある額が最近事業年度末の純資産額の3%に相当する額未満の見込みの場合。
主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の10%以上である取引先をいう。）との取引の停止	取引停止となった事業年度から3事業年度の当該取引停止による売上高の減少額がいずれも最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満の見込みの場合。
債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済	債務の免除等の額が最近事業年度末の債務の総額の10%に相当する額未満の場合。
資源の発見	発見された資源の採掘・採取を開始する事業年度から3事業年度の売上高の増加額がいずれも最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満の見込みの場合。
金融商品取引法第163条第1項に規定する特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実	優先株に係る取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実が生じたこと（優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定取消原因事実を除く）。

3. 当会社の決算に関する事実

項目	重要事実とならないもの
当会社又は当会社の属する企業集団の下記項目について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異が生じたこと ②（単体・連結）売上高	新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動率が10%未満の場合。
③ 経常利益	新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動率が30%未満の場合（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が0の場合はすべてこの基準値は該当しない）。 又は、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表

<p>④ 純利益</p> <p>⑤ 剰余金の配当（単体のみ）</p>	<p>がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動幅が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 5 %未満の場合。</p> <p>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動率が 30%未満の場合（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が 0 の場合はすべてこの基準値は該当しない）。 又は、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動幅が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 2.5%未満の場合。</p> <p>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値（決算によらないで確定した数値を含む）の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動率が 20%未満の場合（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が 0 の場合はすべてこの基準値は該当しない）。</p>
------------------------------------	---

4. その他の重要事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項第 4 号）

上記の重要事実を除き、当会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。

5. 当会社の子会社に係る決定事実

業務執行を決定する機関が以下の項目を行うことについて決定したこと又は以下の項目を行うことを公表した後に公表された内容に関して中止若しくは変更を決定したこと。

項目	軽微基準により重要事実とならないもの
株式交換	株式交換による企業集団の資産の増減額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、企業集団の売上高の増減額が企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
株式移転	株式移転による企業集団の資産の増減額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、企業集団の売上高の増減額が企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
合併	合併による企業集団の資産の増減額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、合併予定日の属する企業集団の事業年度及び翌事業年度における合併による企業集団の売上高の増減額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
会社分割 ①分割会社	分割による企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、分割予定日の属する企業集団の事業年度及び翌事業年度における分

	割による企業集団の売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
②承継会社	分割による企業集団の資産の増加額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、分割予定日の属する企業集団の事業年度及び翌事業年度における分割による企業集団の売上高の増加額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ①譲渡側	営業譲渡による企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、営業譲渡予定日の属する企業集団の事業年度及び翌事業年度における営業譲渡による企業集団の売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
②譲受け側	営業譲受けによる企業集団の資産の増加額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、営業譲受け予定日の属する企業集団の事業年度及び翌事業年度における営業譲受けによる企業集団の売上高の増加額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
解散（合併による解散を除く）	解散による当会社の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満であると見込まれる場合。
新製品又は新技術の企業化	新製品の販売等の開始予定日の属する事業年度から 3 事業年度の売上高の新製品等の企業化による増加額がいずれも企業集団の最近の事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新製品等の企業化のために特別に支出する額が最近事業年度末の固定資産の簿価の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
業務上の提携 ①資本提携を伴う場合 ア. 株式取得側	当該提携の予定日の属する企業集団の事業年度から 3 事業年度の当該提携による企業集団の売上高の増加額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、株式等の取得価額が企業集団の最近事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない方の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
イ. 株式を取得される側	当該提携の予定日の属する企業集団の事業年度から 3 事業年度の当該提携による企業集団の売上高の増加額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、株式等の取得価額が企業集団の最近事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない方の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
②合併会社設立の場合	当該提携の予定日の属する企業集団の事業年度から 3 事業年度の当該提携による企業集団の売上高の増加額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新会社の設立後 3 事業年度末の総資産の簿価に出資比

	<p>率を乗じたものがいずれも企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新会社の設立後 3 事業年度の売上高に出資比率を乗じたものがいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。</p> <p>当該提携の予定日の属する企業集団の事業年度から 3 事業年度の当該提携による企業集団の売上高の増加額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。</p>
業務上の提携の解消 ①資本提携を伴う業務提携 解消の場合 ア. 株式を取得している側	<p>当該提携の解消の予定日の属する企業集団の事業年度から 3 事業年度の当該提携解消による企業集団の売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、株式等の取得価額が企業集団の最近事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少くない方の 10%に相当する額未満である場合。</p> <p>当該提携の解消の予定日の属する企業集団の事業年度から 3 事業年度の当該提携解消による企業集団の売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、株式等の取得価額が企業集団の最近事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少くない方の 10%に相当する額未満の見込みである場合。</p>
イ. 株式を取得されている側 ②合弁会社設立を伴う業務提携解消の場合	<p>当該提携の解消の予定日の属する企業集団の事業年度から 3 事業年度の当該提携解消による企業集団の売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新会社の最近事業年度末の総資産の簿価に出資比率を乗じたものが企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満であり、かつ、新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じたものが、企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満である場合。</p>
③ ①, ②以外の場合	<p>当該提携の解消の予定日の属する企業集団の事業年度から 3 事業年度の当該提携解消による企業集団の売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。</p>
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 54 条に規定する孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得 ①既存の孫会社が異動する場合	<p>孫会社の最近事業年度末の総資産の簿価が企業集団の最近事業年度末における純資産額の 30%に相当する額未満であり、かつ、孫会社の最近事業年度の売上高が企業集団の最近事業年度売上高の 10%に相当する額未満である場合。</p>
②孫会社を設立する場合	<p>孫会社設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度末における総資産の簿価がいずれも企業集団の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みであり、かつ、当該各事業年度の売上高がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。</p>
固定資産の譲渡又は取得	<p>譲渡又は取得による企業集団の資産の増減額が企業集団の最近事業年度末における純資産額の 30%に相当する額未満の見込み</p>

	である場合。
事業の全部又は一部の休止又は廃止	営業の休止又は廃止の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該休廃止による売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。
破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て	なし
新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）	新たな事業の開始予定日の属する事業年度から 3 事業年度の新たな事業による売上高の増加額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新たな事業の開始のために特別に支出する額が企業集団の最近事業年度末の固定資産の簿価の 10%に相当する額未満の見込みの場合。
預金保険法第 74 条第 5 項の申出	なし
連動子会社の剰余金の配当	子会社連動株式以外の特定有価証券等に係る売買等を行う場合における連動子会社の剰余金の配当についての決定をしたこと。
（子会社連動株式に係る売買等をする場合における軽微基準）	<p>子会社連動株式の売買等を行う場合であって、次に掲げる事項の区分に応じ、下記項目に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式交換 株式交換による当該連動子会社の資産の増減額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、当該連動子会社の売上高の増減額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・株式移転 株式移転による当該連動子会社の資産の増減額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、当該連動子会社の売上高の増減額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・合併 合併による当該連動子会社の資産の増減額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、合併予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度における合併による当該連動子会社の売上高の増減額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・会社の分割 分割による当該連動子会社の資産の増減額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、分割予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度における分割による当該連動子会社の売上高の増減額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 譲渡又は譲受けによる当該連動子会社の資産の増減額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みで、かつ、営業譲渡予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度における営業譲渡による当該連動子会社の売上高の増減額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・解散 解散による当会社の属する当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の 30%に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予

	<p>定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新製品又は新技术の企業化 新製品又は新技术の企業化の開始予定日の属する事業年度から 3 事業年度の売上高の新製品等の企業化による増加額がいずれも当該連動子会社の最近の事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新製品又は新技术の企業化のために特別に支出する額が最近事業年度末の固定資産の簿価の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・業務上の提携 業務上の提携の予定日の属する当該連動子会社の事業年度から 3 事業年度の当該提携による当該連動子会社の売上高の増加額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、次に掲げる場合においては、それぞれに定めるものに該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> - 業務上の提携により相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合 株式等の取得価額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない方の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 - 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合 取得される株式数が当該連動子会社の最近事業年度末の発行済株式総数の 5%以下の見込みである場合。 - 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合 新会社の設立後 3 事業年度末の純資産の簿価に出資比率を乗じたものがいずれも当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新会社の設立後 3 事業年度の売上高に出資比率を乗じたものがいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・業務上の提携の解消 業務上の提携の解消の予定日の属する当該連動子会社の事業年度から 3 事業年度の当該提携解消による当該連動子会社の売上高の減少額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、次に掲げる場合においては、それぞれに定めるものに該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> - 業務上の提携により相手方の会社の株式又は持分を取得している場合 株式等の取得価額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない方の 10%に相当する額未満である場合。 - 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合 取得されている株式数が当該連動子会社の最近事業年度末の発行済株式総数の 5%以下の見込みである場合。 - 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立している場合 新会社の最近事業年度末の純資産の簿価に出資比率を乗じたものが当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満であり、かつ、新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じたものが、当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満である場
--	---

	<p>合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度末の総資産の簿価が当該連動子会社の最近事業年度末における純資産額の 30%に相当する額未満であり、かつ、孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該連動子会社の最近事業年度売上高の 10%に相当する額未満である場合。 ・孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得 新たに設立する孫会社設立の予定日から 3 年以内に開始する当該孫会社の各事業年度末における総資産の簿価がいずれも当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 30%に相当する額未満の見込みであり、かつ、当該各事業年度の売上高がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・固定資産の譲渡又は取得 固定資産の譲渡又は取得による当該連動子会社の資産の減増額が当該連動子会社の最近事業年度末における純資産額の 30%に相当する額未満の見込みである場合。 ・事業の全部又は一部の休止又は廃止 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度から 3 事業年度の当該休止又は廃止による売上高の減少額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・新たな事業の開始 新たな事業の開始予定日の属する事業年度から 3 事業年度の新たな事業による売上高の増加額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みであり、かつ、新たな事業の開始のために特別に支出する額が当該連動子会社の最近事業年度末の固定資産の簿価の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 ・連動子会社の剰余金の配当 1 株当たりの剰余金の配当の額が、前事業年度の対応する期間に係る 1 株当たりの剰余金の配当の額に対して 20%未満の見込みである場合。
--	--

6. 当会社の子会社の発生事実

項目	軽微基準により重要事実とならないもの
災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた灾害	損害の額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の 3 %に相当する額未満の見込みの場合。
財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと ①訴えが提起された場合	訴額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の 15%に相当する額未満であり、かつ、直ちに敗訴したとした場合に、提訴のあつた事業年度から 3 事業年度の売上高の減少額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みの場合。

②上記基準に該当する訴訟に係る判決等の場合又は上記基準に該当しない訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合	判決等により子会社の給付する財産の額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の3%に相当する額未満の見込みであり、かつ、当該判決等のなされた事業年度から3事業年度の当該判決等による売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満の見込みの場合。
事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと ①仮処分が申し立てられた場合 ②申立てに係る裁判又は当該仮処分手續の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合（「裁判等」）	仮処分が直ちに発せられたとした場合に、当該申立てのあった事業年度から3事業年度の売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満の見込みの場合。 当該裁判等のあった事業年度から3事業年度の当該裁判等による売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満の見込みの場合。
免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分	法令に基づく処分を受けた事業年度から3事業年度の当該処分による売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満の見込みの場合。
債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等	なし
不渡り等	なし
孫会社に係る破産手続開始の申立て等	なし
債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと	債務不履行のおそれのある額が企業集団の最近事業年度末の純資産額の3%に相当する額未満の見込みの場合。
主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の10%以上である取引先をいう。）との取引停止	取引停止となった事業年度から3事業年度の当該取引停止による売上高の減少額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満の見込みの場合。
債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済	債務の免除等の額が企業集団の最近事業年度末の債務の総額の10%に相当する額未満の場合。
資源の発見	発見された資源の採掘・採取を開始する事業年度から3事業年度の売上高の増加額がいずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%に相当する額未満の見込みの場合。
（子会社連動株式に係る売買等をする場合における軽微基準）	子会社連動株式の売買等を行う場合であって、次に掲げる事実の区分に応じ、下記項目に該当するもの。 ・災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた災害 損害の額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の3%に相当する額未満の見込みである場合。 ・訴えの提起 訴額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の15%に相当する額未満であり、かつ、直ちに敗訴したとした場合に、提訴のあった事業年度から3事業年度の売上高の減

	<p>少額が、いずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訴えについて判決があつたこと又は当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（「判決等」） 判決等により子会社の給付する財産の額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 3 %に相当する額未満の見込みであり、かつ、当該判決等のなされた事業年度から 3 事業年度の当該判決等による売上高の減少額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 仮処分命令の申立て 仮処分が直ちに発せられたとした場合に、当該申立てのあつた事業年度から 3 事業年度の売上高の減少額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（「裁判等」） 裁判等のあつた事業年度から 3 事業年度の当該裁判等による売上高の減少額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分 法令に基づく処分を受けた事業年度から 3 事業年度の当該処分による売上高の減少額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと 債務不履行のおそれのある額が当該連動子会社の最近事業年度末の純資産額の 3 %に相当する額未満の見込みである場合。 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 10%以上である取引先をいう。）との取引停止 取引停止となった事業年度から 3 事業年度の当該取引停止による売上高の減少額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済 債務の免除等の額が当該連動子会社の最近事業年度末の債務の総額の 10%に相当する額未満の場合。 資源の発見 発見された資源の採掘・採取を開始する事業年度から 3 事業年度の売上高の増加額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の 10%に相当する額未満の見込みである場合。
--	---

7. 当会社の子会社の業績変動

項目	重要事実とならないもの
子会社（※）の下記項目について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異が生じたこと。 ① 売上高 ② 経常利益 ③ 純利益	<p>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動率が 10%未満の場合</p> <p>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動率が 30%未満の場合（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が 0 の場合はすべてこの基準値は該当しない）。 又は、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動幅が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 5 %未満の場合。</p> <p>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動率が 30%未満の場合（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が 0 の場合はすべてこの基準値は該当しない）。 又は、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に対する変動幅が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 2.5 %未満の場合。</p>

※ 基準の対象となる子会社は、①上場会社、②連動子会社（子会社連動株式の売買等を行う場合のみ）に限る。

8. 当会社の子会社に係るその他の重要事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項第 8 号）

上記当会社の子会社に係る重要事実を除き、当会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の当会社の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。

9. 公開買付け等事実

項目	軽微基準により重要事実とならないもの
公開買付けの実施又は中止に関する事実	なし
公開買付けに準ずる行為（※）の実施又は中止に関する事実	各年において買い集める株券等の数が、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の 2.5 %未満である場合 又は、有価証券関連業を行う金融商品取引業者が有価証券の流通

の円滑を図るために顧客を相手方として行うものであって、当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することとするものである場合。

※ 公開買付けに準ずる行為とは、当会社の発行する株券等を買い集める者が、自己又は他人の名義で買い集める株券等の議決権の数の合計が、当会社の総株主の議決権の数の 5 %以上である場合の、当該買集め行為のこと（但し、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における、自己又は他人の名義をもって所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除して得た割合（「株券等所有割合」）が、5 %未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が5 %を超える部分に係るものに限る。）。